

諸外国における住民登録制度について

国名		日本	韓国	スウェーデン	フィンランド	ドイツ(ベルリン州)
1 住民登録制度の概要	(1) 根拠法令	住民基本台帳法	住民登録法	住民登録法	住民情報法	住民登録大綱法(連邦法) 住民登録法(ベルリン州法)
	(2) 制度趣旨	住民の居住関係について公証する唯一の公簿として、住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資する。	住民の居住移転の実態把握のための公簿として、住民生活の便益を増進させて行政事務の適正な処理を図る。	住民の基本的な情報に対する社会のニーズに応えることを目的とした制度で、住民の居住関係を確定し、住民の本人確認や家族関係等の状況に関する情報を記録する。	住民情報システムは住民の情報に関する統一的な情報システムで、住民の本人確認や、家族関係及び法的権利を確定する。	住民の身元及び住居を確定及び証明し、登録情報の提供により他官署の責務の遂行に協力する。
	(3) 事務の実施主体	市区町村(計2417団体)が、住民基本台帳法に基づき、住民の登録、台帳管理等の事務を実施している。	市長・郡守・区長が住民登録に関する事務を実施している。 住民登録に関する事務の指導・監督は、行政自治部長官が行い、その一部を特別市長・広域市長・道知事に委任している。	国税庁 - 地域税務事務所 - 税務署という体制で事務を実施している。	内務省 - 住民登録センター - 郡の6カ所の地方事務所 - 38カ所の地方登録事務所(支部も併せると60カ所)という体制で事務を実施している。	住民登録事務は州の区役所及び州住民秩序長が所管している。
	(4) 届出義務の有無	義務あり。 住所を変更した日から14日以内に、規定事項を市区町村長に届け出なければならない。	義務あり。 届出事由が発生した日から14日以内に、規定事由を市長・郡守・区長に届け出なければならない。	義務あり。 住所を変更した日から7日以内に、税務署、保険事務所、郵便局などに届け出なければならない。	義務あり。 住所を変更した日から7日以内に、地方登録事務所に届け出なければならない。電話での届け出も可能。	義務あり。 住所を変更する者は、7日以内に自ら住民登録庁に届け出なければならない。
	(5) 本人確認の方法	住基カード、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等その他市区町村長が適当と認める書類で確認する。	住民登録証等その身元を確認できる身分証明書(住民登録証、運転免許証、旅券、公務員証、学生証等)又は保管写真等の住民登録資料により届出人を確認する。	旅券、写真付きIDカード、運転免許証等により確認する。	旅券等により必要に応じ確認する。電話の場合には、IDコードや転出地などを尋ね、確認する。	身分証明書、旅券、児童証明書、外国籍の場合の旅券により確認する。

注1) 各国関係機関に対して送付した調査に対する回答やヒアリングを実施した結果に基づき、市町村課で作成した。

注2) 本調査における「閲覧」とは、諸外国の制度に関しては、閲覧、交付、その他登録されている情報を一般に利活用させる制度を広く含む。

国名		日本	韓国	スウェーデン	フィンランド	ドイツ(ベルリン州)
2 閲覧制度の概要	(1) 閲覧に供する情報	氏名、出生の年月日、男女の別、住所	氏名、住所、住民登録番号、転入日/移転日、世帯主の姓名など。 ただし、本人又は世帯員及び行政機関は閲覧可能項目が多い。	PIN(Personal Identity Number、これを見ると生年月日、性別が分かる)、氏名、住所情報(住所、財産、居住県・市・教区)、市民権、両親、配偶者、子ども等、出生地、国籍、移住情報、消除情報、埋葬地。 なお、大量の情報提供向けにSPARというデータベースが作られており、そこからの情報提供については、例えば銀行の場合には、PIN、氏名、住所、配偶者、過去3年間の記録となっており、また、DMの場合には、氏名、住所となっている。ただし、DMに関しては、住民からオプトアウトの申し出があった場合は、当該住民に関する情報の開示はしない。	氏名、旧姓、住所情報(居住地、住所、転居情報)、住民IDコード(PIC)、出生地、市町村、国籍、言語、職業、配偶者、子供、両親、死亡情報等がデータベースに登録されているが、広く公開されているのは氏名と住所。 なお、アドレス・サービス()、ダイレクト・マーケティング、市場調査、世論調査等(歴史的・科学的調査を除く)、各種会員名簿作成、家系調査については、オプト・アウトが可能。 電話やインターネットでの問合せに対し住所を教えるサービスで、住民登録センターが実施しているもの。	特定の一個人に関するデータについて、氏名、学位、現住所、死亡情報、出生地及び生年月日、以前の姓名、婚姻の有無、国籍、以前の住所、転入・転出の期日、法的代理人、死亡地及び期日が開示される。(ただし、～は正当な利害関係者にのみ開示される。) また、公共の利益が認められる場合に限り、氏、学位、年齢、性別、国籍、ベルリンにおける現住所及び前住所、転入・転出の期日、婚姻の有無、未成年の子供という指標によって抽出された者についての氏名、学位、ベルリンにおける現住所及び前住所、未成年の子供の場合には法定代理人に関する情報が開示される。
	(2) 閲覧の請求主体	何人でも可。	本人または世帯員、代理申請(本人または世帯員の委任)、その他(公務上、行政機関が文書で申請する場合等) 他の法令で本人又は世帯員でない者に謄・抄本の提出を義務化している場合、正当な利害関係者、信用秩序の確立と賃借人等の保護のため申請する場合、その他市長等が公益のために特に必要と認める場合	何人でも可。	何人でも可。 ただし、関係者及び官公署は閲覧可能項目が多い。	何人でも可。 ただし、関係者及び官公署は閲覧可能項目が多い。
	(3) 閲覧の審査方法	原則として、請求者の氏名及び住所、請求に係る住民の範囲を明らかにさせる。また、請求が不当な目的によることが明らかなき又は、閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあること、その他請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、請求を拒絶する。	本人又は世帯員(代理申請を含む。)及び行政機関によらない閲覧について、原則として閲覧等の根拠事由を記載した申請書及び申請者の身分証明書を提示する必要がある。ただし、住民登録票の閲覧又は謄・抄本の交付が個人の私生活を侵害するおそれがある、若しくは公益に反すると判断されるときには、市長等は当該閲覧等を拒否することができる。	公共機関が有する全ての情報は一般的に公表扱いとされている。	住民情報法においては、目的のために必要となる情報のみ提供されることとされている。	申請理由等を記載した書面により申請。申請時に申請者の身分証明書の提示を義務づけている。
	(4) 閲覧の方法	各市区町村によって、取扱いが異なる。	閲覧または交付	電話、ファックス、インターネット等を使った情報提供もできる。	電話、インターネット等を使った情報の提供、書面又は目的にとって適切な方法で実施する。	開示方法の具体的な態様について規定されていない。(文書による回答か、状況により口頭による回答も許容される。)
	(5) 手数料	各市区町村によって、取扱いが異なる。例として、閲覧により知った事項を書き写した件数に比例して手数料を徴収(1件200円)すると共に、閲覧時間に比例して手数料を徴収(1時間3,000円)する。	・閲覧: 自市・郡・区: 100ウォン(約10円)、他市・郡・区: 300ウォン(約30円) ・交付: 自市・郡・区: 150ウォン(約15円)、他市・郡・区: 450ウォン(約45円)	原則無料。ただし、例えば紙で提供する場合には、最初の10ページは無料。その後の10ページに50SEK(約750円)、さらにその後の1ページごとに2SEK(約30円)。また、SPARから電子的にデータ更新等を受ける場合には別途料金がかかる。	手数料法(Act on the Charge Criteria of the State)の規定に従う。アドレスサービスでインターネットを活用する場合は、1住所につき2.25ユーロ(約300円)	3.58ユーロ(約500円)(更なる内容照会の場合: 9.20ユーロ(約1,200円)。アーカイブ化若しくはマイクロフィルム化された住民登録情報への照会の場合: 6.14ユーロ(1,000円))

国名		アメリカ	イギリス	フランス
(1)	住民情報の管理	<p>個々の行政分野ごとに住民情報が管理されている。(ソーシャルセキュリティナンバー(社会保障番号(SSN))が広く利用されている実態あり。また、ドライバースライセンスの閲覧制度が限定的に活用されている。)</p>	<p>個々の行政分野ごとに住民情報が管理されている。</p>	<p>個々の行政分野ごとに住民情報が管理されている。(各コミューンが管理する戸籍(出生、婚姻及び死亡に関する事項)において、一定の事項について閲覧が認められている。)</p>
(2)	行政が有する住民情報の利活用等について	<p>SSNについて、法律によって他の政府機関に対し個人情報開示が認められている場合、または、社会保障庁の事業運営や他政府による保健・福祉事業の実施に必要な場合を除き、非公開とされている。ただし、民間利用については、一般的に、就職するときや社会保障手当を受給するときなどに、SSNが必要とされている。また、銀行やクレジット会社等においては、口座開設など取引開始の際にSSNの提示を求めることが多い。</p> <p>ドライバースライセンスの閲覧については、ドライバース・ライセンス・プライバシー・プロテクト・アクト(DPPA)により厳しく規制されている。DPPAは、自動車登録、運転記録等にかかる特定情報の開示及び利用を規制する連邦法で、1997年9月に発効。名前、ドライバースライセンズナンバー、SSN、写真、医療情報等の個人を特定できるような個人情報の開示を規制している。利用が許容される事由が限定列挙されている(裁判所による利用等が認められている)。</p>	<p>世論調査等については、選挙人名簿の閲覧や電話帳からの検索により行われている。ただし、選挙人名簿については、登録者の申請により第三者に対して情報を開示しないよう制限がなされている場合あり。</p> <p>また、メーリング・プリファレンス・サービスと呼ばれるダイレクトメールや勧誘の電話の元となる情報から、自分の名前を削除してもらう、民間の自主規制サービスを提供する機関もある。法的には、情報保護法が、官民両者について個人情報の保持とそれらの情報の取扱いを規定。</p> <p>なお、不法入国者問題、テロ脅威の高まり及び個人情報流失による詐欺事件等を受けて、政府は、国民IDカード導入を検討。</p> <p>この制度は、既存の情報保護法、情報公開法に基づくとともに、パスポート発行機関が、英国民および外国籍居住者に対して、IDカードの登録発行に必要な情報を提供するもの。</p> <p>2005年5月25日にIDカード法案を国会に提出している。(現在国会は休会中。審議再開は10月以降)</p>	<p>各コミューンの長が、コミューンにおける国の代表として戸籍を管理している。</p> <p>戸籍台帳の全文複写の交付は、原則として関係者にのみ認められている。</p> <p>出生証書の抄本(出生日時、出生地、性別、姓名、婚歴、死亡)及び婚姻証書の抄本(婚姻年月日、配偶者の姓名、生年月日、出生地、婚歴)の交付は広く認められている。</p> <p>当該交付については、交付の請求主体及び目的について、特段の制限は設けられていない。罰則も一般法によるもの(詐欺罪等)のみ。</p>

スウェーデンの住民登録制度と登録情報の利活用について

1. 運営主体

住民登録法(Population Registration Act)に基づき、国税庁、地域税務事務所、税務署により運営されている。

2. 登録されている情報

住民登録データベースには、次のような情報が含まれている。

- ・ 住民 ID 番号 (PIN : Personal Identity Number。これを見ると生年月日と性別が分かる。)
- ・ 氏名
- ・ 住所情報 (住所、財産、居住県・市・教区)
- ・ 市民権
- ・ 両親、配偶者、子、親権者 (18歳以下の場合)、養子
- ・ 出生地
- ・ 国籍
- ・ 外国からの移住
- ・ データベースからの削除情報 (死亡、海外移住等)
- ・ 埋葬地

3. 登録情報の利活用について

- ・ スウェーデン憲法では、公文書の情報開示原則 (Principle of Public Access to Official Documents) が定められており、原則として、公的機関が持つ公文書は全て公開されるべきもの。住民登録データベースにある情報もその例外ではない。
- ・ ただし、本人又はその近い親類に危害が及ぶおそれがあると思われる場合には、情報を非公開とすることができる。
- ・ 大量の閲覧向けには、SPAR (Swedish Population and Address Register) が設けられており、SPAR 法に基づき、国税庁のデータベースから一定の情報が送られることとなっている。
- ・ SPAR からは、銀行、生命保険会社、クレジット会社を始め、多くの民間企業に対し、情報がオンラインで送られている。例えば、銀行は、PIN、氏名、住所、配偶者、親権者 (子供の場合) といった情報をオンラインで得ることができる。
- ・ SPAR から DM 業者に対する情報提供についてのみ、オプト・アウトが認められている。900万人のスウェーデン人の内、13万人程度がオプト・アウトしている。なお、DM業者に対する情報提供は、氏名と住所のみ。
- ・ SPAR から統計調査等向けの情報提供については、データのサンプリングの精度の問題等から、オプト・アウトは認められていない。

フィンランドの住民登録制度と登録情報の利活用について

1. 運営主体

住民情報法（Population Information Act）に基づき、内務省の下にある住民登録センター（Population Registration Center）と、38の地方登録事務所（支部まで併せると60）により運営されている。

2. 登録されている情報

住民登録データベースには、以下のような情報が含まれている。なお、その他、建物など不動産等に関する情報も登録されている。

- ・ 住民IDコード（PIC：Personal Identity Code。これを見ると生年月日と性別が分かる。）
- ・ 氏名、旧姓
- ・ 出生市町村
- ・ 住所情報（居住市、住所、転居情報）
- ・ 国籍
- ・ 言語
- ・ 職業
- ・ 配偶者、子供、両親
- ・ 死亡

3. 登録情報の利活用について

- ・ 上記2の情報について、公的機関は原則として全ての情報にアクセスできるが、その場合でも、目的に必要となる範囲での利用が認められる。
- ・ 氏名と住所については、広く一般に公開される。さらに、銀行や生命保険会社等については、PICも見ることができる。

- ・ 一方、以下の4つについては、オプト・アウトが認められている。

①アドレス・サービス（電話やインターネットでの問合せに対し住所を教えるサービスで、住民登録センターが実施）

②ダイレクト・マーケティング、市場調査、世論調査等。ただし、歴史的・科学的調査に関しては、オプト・アウトは認められない。歴史的・科学的調査については、個人情報公開されるようなものではなく、また、科学的調査においては、秘密が守られると考えられる。国、市町村等に対するオプト・アウトも認められない。

③各種の会員名簿づくり

④家系調査

例えばマーケティングに関するオプト・アウトの件数は、520万人のフィンランド人のうち約10万人。

- ・ これらとは別に、本人又はその家族に危害が及ぶおそれがある場合には、申し出により、情報を提供しないこととすることが制度化されている。
- ・ 住民登録データベースへのアクセスは、年間3億件（のべ3億人分の情報が利用された）。